

## (仮称)利根町自治基本条例 参加について(素案)

## (定義)

参加 町の政策形成、実施及び評価等の過程において、町民が主体的に関わることをいいます。

## (参加の機会)

第〇条 町は、多様な参加の機会を提供し、参加の推進に努めます。

## (参加のための環境づくり)

第〇条 町は、政策形成、実施及び評価等の過程において、町民に分かりやすく説明するとともに、年齢、性別に関わらずすべての町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

## (パブリックコメント)

第〇条 町長等は、重要な条例の制定又は改廃及び計画の策定又は改定等にあたっては、事前にその案を公表して町民から意見を募るパブリックコメントを実施します。

2 町長等は、パブリックコメント手続によって提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を町民に公表します。

## (附属機関等への参加)

第〇条 町長等は、附属機関等の構成員の一部を公募により選任するよう努めます。

## (住民投票)

第〇条 町長は、町政に関する重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 町長等は、住民投票の結果を尊重します。

## (意見への対応)

第〇条 町長等は、参加によって町民から出された意見について、幅広い意見の町政への反映に努めます。